

データを分析して、 最適な健康づくり事業へ

平成26年度中に、
すべての健保組合に
「データヘルス計画」の
策定が求められています。
実施は平成27年度からですが、
当健保組合の健康づくり事業も
「データヘルス計画」に
基づくものになります。

「データヘルス計画」

平成25年6月に閣議決定
された「日本再興戦略」の
中の「国民の健康寿命の延
伸」をめざす新たな取り組
みの1つ。すべての健保組
合に、データ分析に基づく
健康づくり事業の計画作成
と実施を求めています。全
健保組合共通の分析システ
ムを開発し、モデルとなる
事業を公募するなど、平成
27年度からの実施に向けて
取り組みが進んでいます。

実施は平成27年度から

今年度中にすべての健保組合がデータヘルス計画を作成し、平成27年度から実施します。
すでに、モデルとなるデータヘルス計画が公募により選定されており、計画策定のモデル
として使用されます。当健保組合でも、計画作成の準備を進めています。

平成26年度			平成27年度
一部の健保組合が モデル的 「データヘルス計画」を作成	厚生労働省が 「手引き」を 作成	すべての健保組合で 「データヘルス計画」 を作成	すべての健保組合で 「データヘルス計画」を実施 (第1期は平成27～29年度)

※保健事業指針を参考に作成

基づく健康づくり事業

Plan (計画)

まずはデータ分析！

特定健診データと医療機関
からの診療報酬明細書（レセ
プト）の情報を活用し、健保
組合ごと、事業所ごと、加入
者ごとに、生活習慣の状況や
健康状態、受診状況、医療費
の状況などを分析します。

◆詳細な分析を行います

- 性別
- 年齢階層別
- 疾病別
- 経年的な変化
- 他の健保組合や事業所との比較
など

ただちにに取り組むべき健康課題、
中長期的に取り組むべき健康課題を
明確にしてデータヘルス計画を策定

計画期間は単年度ではなく複数年度とし、データヘルス計画と特
定健診等実施計画を一体的に策定します。また、データヘルス計画
はわかりやすい形でホームページ等を通じて公表します。

◆健康づくり事業の分野：健康日本21（第二次）を参考に検討

- 食生活
- 身体活動
- 休養
- 飲酒
- 喫煙
- 歯・口腔の健康
- メンタルヘルス
など



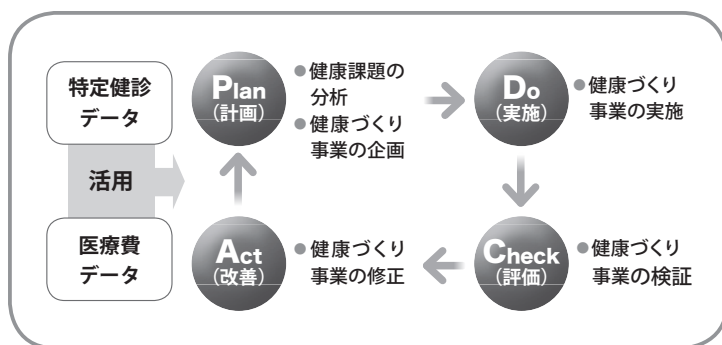
保健事業指針が改正されました

健康保険法第150条第5項に規定されている「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」は、健保組合が加入者に対して行う健康づくり事業に関する基本的な考え方を示すものです。このたび、この指針が改正され、新たに「保健事業の実施計画（データヘルス計画）」の策定、実施及び評価」の項が追加されて、データヘルス計画が明確に位置づけられました。

今までの健康づくり事業と どっちがうの？

健保組合ではこれまでも、ご加入のみなさんの健康度向上をめざして、効果的な健康づくり事業に取り組んできました。平成27年度以降は、特定健診のデータと医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）のデータを分析して健康課題を明確にし、目標値などを設定して健康づくり事業を計画します。また、事業を行いっぱなしにせず、効果の測定と評価を行い、必要に応じて事業を見直していきます。

データ分析に基づいた計画を、PDCAサイクルを回しながら行うという点が従来と異なりますが、今までとまったく違う事業をするわけではありません。



「データヘルス計画」に

**Do
(実施)**

データヘルス計画に基づいて事業を実施

特定健診・保健指導の実施率の向上を図り、加入者の健康状態を把握します。対象者を健康状態によって分類し、それぞれの分類にとって効果が高い事業を提供します。

◆実施にあたっての留意点

- 一次予防
 - 情報通信技術（ICT）等を活用して、健康・医療情報を本人にわかりやすく提供し、自発的な健康増進活動を推奨する
 - 生活習慣病の発症予防
 - 予防効果が大きく期待できる対象者を明確にして、優先順位をつけて特定保健指導を実施する
 - 重症化予防
 - 疾病リスクが高い人に対して保健指導、受診勧奨を行う（医療機関と連携）
 - 重複受診
 - ジェネリック医薬品
- 複数の医療機関を重複して受診している人に適切な受診の指導を行う（医療機関と連携）
- ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の差額を加入者に通知する など

**Check
(評価)**

事業の評価

特定健診データやレセプトデータを活用して、費用対効果の観点も考慮して事業の評価を行います。

◆評価の指標となるもの

- 健診受診率とその結果
- 医療費
- 生活習慣の状況（食生活・日常生活における歩数・アルコール摂取量・喫煙の有無など）

事業の見直し

少なくとも毎年度効果の測定と評価を行い、必要に応じて事業内容を見直します。

